

東京大学理学部放射線障害予防規程

平成16年4月1日 制定

平成18年5月1日 改正

平成22年9月1日 改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）（以下「放射線障害防止法」という。）及び他の関連法令（以下「放射線障害防止法等」という。）に基づき、東京大学理学部（以下「本学部」という。）における放射線業務及び本学部に属する者の放射線業務に関し、これらによる放射線障害の発生を防止し、安全の確保に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次に掲げる者に対して適用する。

- (1) 本学部において放射線業務に従事する者
- (2) 本学部の管理区域に立ち入る者
- (3) 本学部に所属する者で本学部以外の事業所において放射線業務に従事する者
- (4) 本学部に所属する者で本学部以外の事業所の管理区域に一時立入以外の目的で立ち入る者

2 この規程は、本学部の放射線施設に対して適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「放射線業務」とは、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）の使用、保管、運搬及び廃棄の作業並びに放射線発生装置の使用の作業をいう。
- (2) 「放射線業務従事者」（以下「業務従事者」という。）とは、放射線業務又はこれに付随する業務に従事するため、本学部の管理区域に立ち入る者で理学部長が放射線業務従事者として認可した者をいう。
- (3) 「放射線施設」とは、放射線障害防止法に定める使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。

(細則等)

第4条 理学部長は、放射線障害防止法等及びこの規程に定める事項の実施について、次の各号に掲げる運用基準を定めるものとする。

- (1) 定期点検要領
- (2) 非密封放射性同位元素管理要領
- (3) 密封放射性同位元素管理要領
- (4) 個人被ばく線量測定要領
- (5) 放射線防護措置要領

2 理学部長は、放射線障害防止法等及びこの規程に定める事項の実施については、前項の運用基準のほか、次に掲げる規則に従うものとする。

- (1) 東京大学の放射線障害の防止に関する管理規程

(遵守等の義務)

第5条 業務従事者及び本学部の管理区域に一時的に立ち入る者は、理学部長及び放射線取扱主任者等安全管理に従事する者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

第2章 組織及び職務

(組織)

第6条 本学部における放射線業務に従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

(環境安全管理室)

第7条 理学部長は、法令に従い本学部及び本学部に属する者の安全衛生管理の業務を行う組織として環境安全管理室を置く。

2 理学部長は、安全衛生管理全般について十分な知識及び経験を有する教員のうちから、環境安全管理室長を指名する。

3 環境安全管理室長は、環境安全管理室の業務について指示及び指導を行うとともに、環境安全管理室の会議の審議結果に基づき、理学部長に答申又は意見の具申を行う。

4 理学部長は、放射線安全管理について十分な知識及び経験を有する教員のうちから、放射線安全管理を担当する室員（以下「放射線担当」という。）を指名する。

(放射線取扱主任者)

第8条 理学部長は、本学部における放射性同位元素及び放射性同位元素により汚染されたものによる放射線障害の防止に関する業務の監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者免状を有する教職員のうちから、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任しなければならない。

2 主任者は、本学部における放射線障害の防止に係る監督に関し、次の各号に定める業務を行うものとする。

(1) 予防規程の制定及び改廃に参画すること。

(2) 放射線障害防止対策の企画、立案及び調査に関すること。

(3) 放射性同位元素の使用状況等の調査を確認すること。ただし、必要に応じて現場に立ち入り関係者に説明を求め、又は施設及び書類等の点検・検査を行うこと。

(4) 理学部長に意見を具申すること。

(5) 環境安全管理室長及び放射線担当に放射線安全管理業務の改善を要請すること。

(6) 放射線管理委員会の開催を要請すること。

(7) 緊急時、危険時及び事故の際の対策並びに措置を講じること。

(8) 立入検査等に立ち会うこと。

(9) その他関係法令等に基づく放射線障害予防の実施の確保のための指示を行うこと。

3 理学部長は、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中、第1種放射線取扱主任者免状を有する教職員のうちから、主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任しなければならない。

4 代理者は、主任者が旅行、疾病その他の事故により不在となる期間中、その職務を代行しなければならない。

5 理学部長は、主任者に放射線障害防止法で定められた期間毎に定期講習を受講させなければならない。

(放射線管理委員会)

第9条 理学部長は、本学部の放射線施設の管理及び障害防止計画等に関する重要事項を審議するとともに、理学部内の連絡調整を図るため、環境安全管理室の下に放射線管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、放射線担当、主任者、関係の学科及び附属施設の教員若干名並びに理学部長が必要と認める職員をもって組織するものとする。

3 委員長は、委員のうちから、理学部長が指名する。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 5 委員長は、委員会の審議の結果について環境安全管理室長に報告する。
- 6 委員長は、委員会の審議の結果に基づき、理学部長に答申又は意見の具申を行う。

(意見の尊重)

第10条 理学部長は、環境安全管理室長及び委員長が行う答申又は意見の具申並びに主任者が行う意見の具申を尊重しなければならない。

(業務従事者)

第11条 本学部において業務従事者となるためには、あらかじめ登録の申請を行い、所定の健康診断を受診し、教育訓練を終了し、業務従事者としての認可を受けなければならない。

2 理学部長は、業務従事者の認可を行う場合、健康診断及び教育訓練の結果を照査して放射線業務に支障がないと認めた上で認可する。

(研究室等責任者)

第12条 理学部長は、放射線業務を行う研究室等ごとに研究室等責任者（以下「責任者」という。）及びこれを補佐する研究室等担当者（以下「担当者」という。）を置くものとする。

2 責任者及び担当者は、本学部の教職員で、かつ、放射線管理に関する知識を有する者でなければならない。

(研究室等責任者の職務)

第13条 責任者は、自己の研究室等に属する業務従事者の個人管理について責任を負うものとする。

2 責任者は、自己の研究室等において業務従事者となる予定の者について理学部長に登録を申請しなければならない。

3 責任者は、毎年度業務従事者の確認を行うとともに、その者について氏名、身分、取扱内容その他に変更がある場合は、その都度理学部長に変更の届出をしなければならない。

4 責任者は、前2項に定めるもののほか、業務従事者に関し次に掲げる業務を行う。

(1) 放射線の安全取扱いに関して適切な指導及び指示を与えること。

(2) 個人被ばく線量計を支給しその装着を指導すること。

(3) 個人被ばく線量測定結果を確認すること。

(4) 健康診断受診について指導すること。

(5) 教育及び訓練を受けるよう指導すること。

(6) 記帳について指導し記録の提出を確認すること。

(7) 放射線障害が発生した場合又はそのおそれのある場合、応急的措置を実施し通報すること。

(管理区域責任者)

第14条 本学部の放射性同位元素を取り扱う管理区域ごとに、管理区域責任者及びこれを補佐する管理区域担当者を置くものとする。

2 管理区域責任者及び管理区域担当者は、本学部の教職員で、かつ、放射線管理に関する知識を有する者でなければならない。

3 管理区域責任者は、所管する管理区域について、放射線障害防止のための必要な措置を講じなければならない。

4 管理区域責任者は、所管する管理区域の放射線障害防止に必要な事項を定め、主任者の承認を得て、これを当該管理区域の取扱者に周知、遵守させなければならない。

(放射線管理室)

第15条 理学部長は、本学部の放射線管理に関する業務を行わせるため、環境安全管理室の一部門として放射線管理室を設ける。

2 放射線管理室の長には、放射線担当をもってあてる。

3 放射線担当は、放射線管理室の運営にあたっては主任者の意見を尊重しなければならない。

4 放射線管理室は、放射線担当の指導及び指示のもとに、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 業務従事者の登録に関する事務
- (2) 健康診断に関する通知
- (3) 放射性同位元素の受入れ、払出し、運搬及び廃棄の手続きに関する事務
- (4) 測定記録の検査及び測定結果に異常があった場合の措置
- (5) 帳簿及び個人被ばく線量測定記録の保存
- (6) 緊急時、危険時及び事故の場合の連絡調整
- (7) 放射線管理に関する技術的事項に関する指導及び助言
- (8) 文部科学省等関係機関に提出する書類の確認等
- (9) 関係機関との連絡調整
- (10) 委員会に関する事務
(事務部の職務)

第16条 事務部は、放射線管理に関する次に掲げる事務を放射線管理室と連携して処理する。

- (1) 個人被ばく線量計に関する事務
- (2) 教育訓練に関する通知
- (3) 関係機関等に係る書類の保管に関すること

第3章 施設の維持及び管理

(放射線施設の新設及び変更)

第17条 本学部において、放射線障害防止法に係る放射線施設の新設及び変更を計画した場合は、事前に放射線管理室に届け出て、委員会の承認を得なければならない。

(巡視点検)

第18条 管理区域責任者は、定期的に所管する管理区域に係る放射線施設の巡視点検を行うものとする。

2 管理区域責任者は、前項の点検の結果、異常を認めるときは、その状況、原因等を調査し、修理及び清掃等適切な措置を講じなければならない。

(定期点検)

第19条 管理区域責任者は、別表に掲げる点検項目について、別に定める定期点検要領に従い、定期的に所管する管理区域に係る放射線施設の点検を行わなければならない。

2 管理区域責任者は、定期点検の結果を、主任者を經由して理学部長に報告しなければならない。

3 理学部長及び管理区域責任者は、定期点検の結果、異常を認めるときは、その状況、原因等を調査し、修理及び清掃等適切な措置を講じなければならない。

(修理等に係る経費措置等)

第20条 管理区域責任者は、第18条及び第19条で行う修理及び清掃等で多額の費用を要する場合には、その経費措置等について委員会で審議することを要請することができる。

(修理、清掃等)

第21条 管理区域責任者は、所管する施設の修理、清掃等を行うときは、その実施計画を作成し、放射線管理室に届出て主任者の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについては、この限りでない。

2 管理区域責任者は、修理、改修及び清掃が終了したときは、主任者を經由して理学部長に報告しなければならない。

第4章 管理区域

(管理区域)

第22条 理学部長は、放射線障害防止のため、放射性同位元素及び放射性同位元素により汚染されたものによる放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

2 管理区域責任者は、次に定める者以外の者を所管する管理区域に立ち入らせてはならない。

- (1) 業務従事者として認可された者
- (2) 見学者等で一時立入者として責任者が認めた者
(管理区域に関する遵守事項)

第23条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 主任者及び管理区域責任者の指示に従うこと。
- (2) 放射線測定器を着用すること。放射線測定器としては、特別の理由のない限り本学部が交付する個人被ばく線量計を使用すること。

2 密封されていない放射性同位元素（以下「非密封放射性同位元素」という。）を取り扱う管理区域に立ち入る者は、前項各号のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理区域内に立ち入るときは、所定の用紙に必要な事項を記入する等により、立入りについて記録すること。
- (2) 専用の作業衣、保護具等を着用して作業し、これらを着用してみだりに管理区域の外に出ないこと。
- (3) 管理区域内において飲食、喫煙を行わないこと。
- (4) 退出するときは、身体、衣服等の汚染を検査し、かつ、汚染を除去すること。

3 管理区域責任者は、管理区域の入口の目につきやすい場所に取扱いに係る注意事項を掲示しなければならない。

第5章 使用

(放射性同位元素の使用)

第24条 業務従事者は、主任者、管理区域責任者及び責任者の指示に従い、次に掲げる事項を遵守して、人体に受ける放射線の量を少なくするよう努めなければならない。

- (1) 放射性同位元素の使用目的に応じて、放射線障害の発生するおそれのない使用方法をとること。
- (2) 経験の少ない業務従事者は、単独で作業しないこと。
- (3) 非密封放射性同位元素の使用については、別に定める非密封放射性同位元素管理要領を厳守すること。
- (4) 密封放射性同位元素の使用については、別に定める密封放射性同位元素管理要領を厳守すること。

第6章 受入れ、払出し、保管、運搬及び廃棄

(放射性同位元素の受入れ等に係る届出)

第25条 本学部において、放射性同位元素の受入れをするとき又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素で汚染されたものを廃棄業者に引き渡すことにより廃棄するときは、事前に放射線管理室に届け出るものとする。

2 放射性同位元素を他の事業所に払い出すときは、事前に放射線管理室に届け出るものとする。
(保管)

第26条 放射性同位元素は、容器に入れ、必ず所定の貯蔵室又は貯蔵箱に保管しなければならない。

- 2 貯蔵室又は貯蔵箱には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵してはならない。
- 3 貯蔵箱及び耐火性の容器は、放射性同位元素を保管中に、これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講じなければならない。

4 非密封放射性同位元素を保管するときは、容器の転倒、破損等を考慮し、汚染が生じないような措置を講じなければならない。

5 機器に装備されている密封放射性同位元素は、装備した状態で保管しなければならない。

6 管理区域責任者は、放射線障害の防止に必要な注意事項を、貯蔵施設の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(管理区域における運搬)

第27条 管理区域内で放射性同位元素又は放射性同位元素で汚染されたものを運搬するときは、危険物との混載を禁止するとともに、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(本学部内における運搬)

第28条 本学部内(管理区域内を除く。)において放射性同位元素又は放射性同位元素で汚染されたものを運搬するときは、事前に放射線管理室に届け出て主任者の承認を得るとともに、放射線障害の防止のために必要な措置を講じて行うものとする。

2 前項の規定は、運搬する時間が極めて短く、かつ、放射線障害のおそれのない場合には適用しない。

(本学部外における運搬)

第29条 本学部外で放射性同位元素又は放射性同位元素で汚染されたものを運搬する場合には、事前に放射線管理室に届け出て主任者の承認を受けるとともに、関係法令に定める基準に適合するよう措置を講じなければならない。

(廃棄)

第30条 非密封放射性同位元素等の廃棄は、次の各号の定めるところに従い行わなければならない。

(1) 固体状の放射性廃棄物は、不燃物、難燃物、可燃物及び動物等に区分し、廃棄物容器に封入した後、保管廃棄設備に保管廃棄し、又は廃棄業者に引き渡すこと。

(2) 液体状の放射性廃棄物は、無機液体及び有機液体に分類し、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 保管廃棄設備に保管廃棄すること。

ロ 無機放射性廃液については、排水設備により排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排水すること。

ハ 廃棄業者に引き渡すこと。

(3) 気体状の放射性廃棄物は排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気すること。

2 密封放射性同位元素の廃棄は、廃棄業者等に引き渡すことによって行わなければならない。

第7章 測定

(場所の測定)

第31条 管理区域責任者は、放射線障害のおそれのある場所について、次に掲げる要領に従って放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果を評価し記録しなければならない。

(1) 非密封放射性同位元素を取り扱う管理区域に関する測定については、非密封放射性同位元素管理要領

(2) 密封放射性同位元素を取り扱う管理区域に関する測定については、密封放射性同位元素管理要領

2 管理区域責任者及び装置責任者は、測定結果を記録し放射線管理室に報告するとともに、5年間保存しなければならない。

(個人被ばく線量の測定)

第32条 理学部長は、管理区域に立ち入る者に対して適切な放射線測定器を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によりこれらの値を算出することとする。

(1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行う。放射線測定器としては、特別の理由がない限り本学部が交付する個人被ばく線量計を用い、測定方法については、別に定める個人被ばく線量測定要領に従う。

(2) 測定は、次に掲げる者について管理区域に立ち入っている間継続して行う。

イ 管理区域に立ち入る業務従事者

ロ 外部被ばく線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのある本学部の管理区域の一時立入者

(3) 責任者は、理学部長に個人被ばく線量計の必要な者を届け出る。

(4) 放射性同位元素を誤って体内摂取した場合、又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行う。

(5) 個人被ばく線量測定要領に従い、3月間及び1年間並びに女子にあっては1月間について、次に掲げる記録、集計及び算定を行う。

イ 測定結果の記録

ロ 測定結果の集計及び記録

ハ 実効線量及び等価線量の算定及び記録

(6) 4月1日を始期とする1年間において実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について、累積実効線量を毎年度集計し、次の項目について記録する。

イ 集計年月日

ロ 対象者の氏名

ハ 集計した者の氏名

ニ 集計対象期間

ホ 累積実効線量

(7) 第5号及び第6号の記録を永久に保存するとともに、記録の都度対象者にその写しを交付する。

(作業環境の改善等)

第33条 放射線管理室は、前2条の規定による測定の結果、必要と認めた場合には、管理区域責任者又は責任者に対して、作業環境の改善及び作業方法の変更等必要な事項を勧告するものとする。

2 管理区域責任者及び責任者は、前項の勧告を受けた場合には、速やかに必要な措置を講じなければならない。

第8章 教育及び訓練

(教育訓練)

第34条 理学部長は、業務従事者に教育訓練実施要項に従って実施される教育訓練を受けさせなければならない。

2 前項の規定による教育訓練は、次の区分により実施する。

(1) 業務従事者として登録申請された者を対象とする教育訓練（以下「新規業務従事者教育訓練」という。）

(2) 前年度から継続して業務従事者である者を対象とする教育訓練（以下「再教育」という。）

3 新規業務従事者教育訓練は、次の各号により実施する。

- (1) 新規業務従事者教育訓練は、東京大学アイソトープ総合センターが行う全学一括講習会及び理学部長が行う部局講習会からなり、双方を受講した者を新規業務従事者教育訓練の修了者とする。
- (2) 部局講習会の項目及び時間数は次に定めるところによる。
 - イ この規程 30 分間以上
 - ロ その他放射線障害防止に必要な事項
- 4 理学部長は、部局講習会又は再教育の修了者を東京大学アイソトープ総合センター長に報告しなければならない。
- 5 一時立入者に対しては、責任者の承認のもとに、業務従事者が必要な教育を行うものとする。

第9章 健康管理

(健康管理)

第35条 理学部長は、東京大学保健・健康推進本部（以下「保健・健康推進本部」という。）と連携して業務従事者の健康管理を行うものとする。

- 2 前項の健康管理は、健康管理実施要項により実施する。
- 3 定期的な健康診断は、次の各号に従い保健・健康推進本部で行う。
 - (1) 定期的な健康診断は、次の区分により行う。
 - イ 新規業務従事者健康診断
 - ロ 継続業務従事者健康診断
 - (2) 新規業務従事者健康診断は、新規業務従事者を対象とする。
 - (3) 継続業務従事者健康診断は、継続業務従事者を対象とする。
- 4 理学部長は、業務従事者が次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その者につき健康診断を受診させなければならない。
 - (1) 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき。
 - (2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。
 - (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。
 - (4) 実効線量で年間5ミリシーベルト又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれがあるとき。
- 5 理学部長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合に健康診断を受診させることができる。
 - (1) 医師が健康診断を必要と認めたとき。
 - (2) 主任者等放射線の管理に携わる者が必要と認めたとき。
 - (3) 本人が健康診断の受診を希望するとき。
- 6 保健・健康推進本部長は、健康診断の結果を理学部長に報告するとともに、健康診断に関する記録を保存しなければならない。
- 7 理学部長は、健康診断の実施の都度健康診断の記録の写しを対象者に交付しなければならない。
- 8 理学部長は、業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、その程度に応じ、管理区域への立入り時間の短縮、立入りの禁止、配置転換等健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

第10章 記帳及び保存

(記帳)

第36条 放射線管理室は、使用、受入れ、払出し、保管、運搬、廃棄並びに教育及び訓練並び

に放射線施設等の定期点検に係る帳簿を備え、記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次の各号のとおりとする。

(1) 使用

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

(2) 受入れ及び払出し

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日
- ハ 放射性同位元素の受入れ又は払出しの相手方の氏名又は名称

(3) 保管

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(4) 運搬

- イ 放射性同位元素等の種類及び数量
- ロ 本学部の外における放射性同位元素等の運搬の年月日及び方法
- ハ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称
- ニ 運搬に従事する者の氏名又は運搬を委託された者の氏名若しくは名称

(5) 廃棄

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名

(6) 教育及び訓練

- イ 教育及び訓練の実施年月日及び項目
- ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名

(7) 放射線施設等の定期点検

- イ 定期点検の実施年月日
- ロ 定期点検の結果及びこれに伴う措置の結果
- ハ 定期点検を行った者の氏名

3 帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖する。

4 帳簿は、年度ごとにまとめて放射線管理室が保管する。

5 帳簿の保管期間は、帳簿の閉鎖後5年間とする。

第11章 危険時の措置

(報告)

第37条 次の各号に掲げる事態が発生したときは、発見者は、別に定める放射線防護措置要領に従い、適切な応急措置を講じるとともに、直ちに主任者等放射線の管理に携わる者に通報しなければならない。

- (1) 放射性同位元素の盗難又は所在不明が発生した場合。
- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
- (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
- (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩したとき。

(5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏洩したとき。ただし、次のいずれかに該当するときは除く。

イ 漏洩した液体状の放射性同位元素等が漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。

ロ 気体状の放射性同位元素等が漏洩した場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき。

(6) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき。

イ 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量

ロ 事業所の境界（及び事業所内の人が居住する区域）における線量

(7) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれのあるとき。

イ 業務従事者 5ミリシーベルト

ロ 業務従事者以外の者 0.5ミリシーベルト

(8) 業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくが発生した場合。

(9) 前各号のほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合。

2 前項の連絡を受けた主任者等は、放射線防護措置要領に従い、その状況に応じた適切な措置を講じるとともに、関係者に連絡しなければならない。

3 理学部長及び主任者は、適切な措置を指示するとともに、事故の程度により、施設、設備の使用を中止することができる。

4 理学部長は、第1項各号に掲げる事態が発生した場合には、直ちに放射線関係緊急連絡網により学内及び学外の関係機関にその概要を報告するとともに、その旨を直ちに、また、所定の事項について発生の日から10日以内に文部科学大臣等の関係機関の長に報告しなければならない。

(災害時の措置)

第38条 地震、火災等の災害が発生した場合は、理学部R I施設緊急時連絡体制により関係者に連絡するとともに、必要に応じて施設、設備等の点検を実施しなければならない。点検の結果は、放射線管理室、主任者を経て、理学部長に報告する。

(危険時の措置)

第39条 放射性同位元素等に関し、火災、地震、運搬中の事故等の災害が発生したことにより、放射線障害が発生し、又はそのおそれがある場合、その発見者は、放射線防護措置要領に従い、直ちに災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の措置を講じなければならない。

2 前項の通報を受けた主任者等は、放射線防護措置要領に従い、適切な措置を講じなければならない。

3 理学部長は、第1項の事態が生じた場合は、直ちに放射線関係緊急連絡網により学内の関係機関に通報するとともに、遅滞なく文部科学大臣又は国土交通大臣に届け出なければならない。

第12章 一般報告

(定期報告)

第40条 放射線管理室は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間の放射線管理状況報告書を作成し、主任者を経由して理学部長に報告しなければならない。

2 理学部長は、前項の報告書を当該期間の経過後3月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

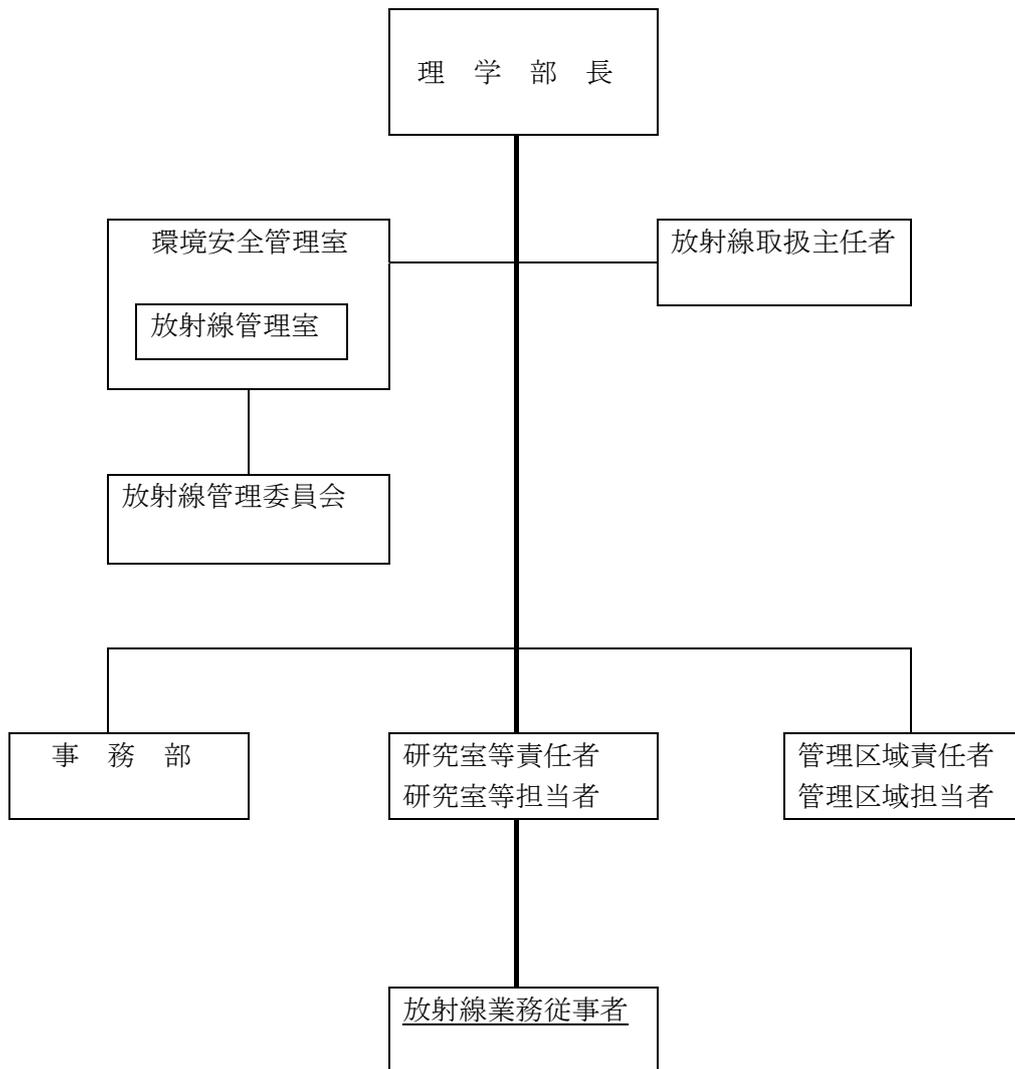
附 則

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

別図 (第6条関係)



別表 点検項目及び実施時期

点 検 項 目	実 施 時 期
① 建物周辺及び耐火性、不燃性等の構造に関する事項	年1回以上又は 変更の生じた時
② しゃへい壁、しゃへい物等に関する事項	年1回以上又は 変更の生じた時
③ 作業室及び汚染検査室の壁、床の平滑性等の表面状態に関する事項	年2回以上又は 変更の生じた時
④ 排気設備の構造、能力等及び各種装置との連結状態に関する事項	年2回以上又は 変更の生じた時
⑤ 排水設備の構造、能力等及び洗浄設備等との連結状態に関する事項	年2回以上又は 変更の生じた時
⑥ 管理区域境界の柵、施錠等の施設に関する事項	年2回以上又は 変更の生じた時
⑦ 標識及び注意事項等に関する事項	年2回以上又は 変更の生じた時
⑧ その他使用施設に関する事項 a. 汚染検査用測定器、b. 除染用具等	年2回以上又は 変更の生じた時
⑨ 貯蔵施設、保管廃棄設備に備える容器に関する事項	年2回以上又は 変更の生じた時